

成人用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を実施します

次のとおり成人用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を実施します。

○肺炎球菌について

肺炎球菌は肺炎の原因となる菌であり、肺炎のほかにも慢性気道感染症、中耳炎、副鼻腔炎、敗血症等を起こすことがあります。肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25%、40%を占め、特に、高齢者や慢性疾患をお持ちの方は重篤化する恐れがあります。

○接種スケジュール

- ・筋肉内または皮下注射で、1回接種です。
- ・接種後5年間は効果が持続するとされており、毎年接種する必要はありません。

※過去5年以内に接種したことがある方は、再接種により、接種部位の痛み、赤み、しこり等の副反応が強く出現することがあります。

○対象者（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

- ①令和2年度に各年齢になる方
- 65歳 昭和30年4月2日生～
 - 昭和31年4月1日生
 - 70歳 昭和25年4月2日生～
 - 昭和26年4月1日生

75歳 昭和20年4月2日生～

80歳 昭和21年4月1日生

85歳 昭和15年4月2日生～

昭和16年4月1日生

90歳 昭和10年4月2日生～

昭和11年4月1日生

95歳 昭和5年4月2日生～

昭和6年4月1日生

100歳 大正14年4月2日生～

大正15年4月1日生

大正9年4月2日生～

大正10年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

※今までに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）の接種を受けたことがある方は、対象外。

○公費助成金について

3,000円
（1人につき、生涯1回限り。）

○接種方法について

茨城県内の委託医療機関（茨城県医師会に所属）での個別接種となります。

※委託医療機関以外で接種をした場合は、助成金の申請が必要です。接種前にご確認ください。

○予診票について

①の助成対象の方には、4月上旬に予診票を郵送します。なお、予診票をお持ちでない方には発行します。健康保険証など、住所、氏名、生年月日が確認できるものをお持ちのうえ、役場⑤番窓口にお越しください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006（直通）

町税を一時に納付することができない人のために猶予制度があります

猶予制度とは、町税を一時に納付することができないまたは財産の差押や売却を直ちにすることに、その事業の継続若しくは生活の維持を困難にする恐れがある場合に利用できる制度で、「徴収の猶予」と「換価（売却）の猶予」があります。

○徴収の猶予の要件

- ・災害、盗難、病気などにより一時に納付することができないとき
- ・事業の休廃止、事業上の損失等により一時に納付することができないとき など

○換価（売却）の猶予の要件

・納税について、誠実な意思を有している人が町税を一時に

納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるとき

・猶予を受ける町税以外の町税に滞納がないとき

・4月1日以後に納期限が到来する町税で、その町税の納期限から6か月以内に申請書が提出されたとき など
詳細は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

農用地の貸付希望の受付を行います

茨城県農地中間管理機構では、規模縮小や経営転換等の理由により、農地の貸付を希望される方の申出を受付しています。

お借りした農地は、公募で募集した担い手の方に対し、茨城県農地中間管理機構が転貸します。

農用地の貸借手続きの流れや、公募に応募されている担い手の方につきましては、茨城県農地中間管理機構のホームページ等でご確認ください。

○届出書配布・受付場所

産業課窓口
○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）

就学援助について

町内の小中学校に在籍する児童・生徒のいる家庭で、経済的な理由（所得状況等）により就学させることが困難な場合、学用品費等の一部を援助する制度があります。

詳しくは、4月中にお問い合わせください。

○お問い合わせ

教育委員会 学校教育G
☎(84)1462（直通）